

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月27日
【会社名】	サイボー株式会社
【英訳名】	Saibo Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 飯塚 榮一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	埼玉県川口市前川1丁目1番70号
【縦覧に供する場所】	サイボー株式会社東京支店 (東京都中央区日本橋人形町1丁目2番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長飯塚榮一は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社5社及び持分法適用関連会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

事業拠点の重要性を判断する指標は、経営管理の観点から重視している収益規模を示す指標である売上高、主たる収益獲得活動である繊維事業と不動産活用事業の事業規模を示す指標である棚卸資産、有形固定資産及び総資産としました。全社的な内部統制の評価結果が良好である点を考慮し、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）、総資産、棚卸資産、有形固定資産の金額が高い拠点から合算していき、各指標のおおむね3分の2程度に達している当社を「重要な事業拠点」といたしました。なお、不正リスク等を含めた質的な観点でも不足がないことを確認しております。選定した重要な事業拠点においては、繊維製品の販売と不動産の活用が主たる収益獲得活動であることを踏まえ、繊維事業に大きく関わる勘定科目である売上高、売掛金、売上原価、買掛金及び棚卸資産、不動産活用事業に大きく関わる勘定科目として、主として過年度に取得済の有形固定資産の活用により生じる損益である売上高及び売上原価に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに財務報告への影響を勘案して、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスや、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについても、個別に評価対象に追加することとしております。具体的には、見積りや予測を伴う業務として特定の取引先に対する債権に係る貸倒引当金及び棚卸資産の評価プロセス、税効果会計プロセスを評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。